

## 大阪府茨木保健所運営協議会の委員名簿

(令和7年6月25日現在)

氏名	フリガナ	職名	選任理由
石田 行司	イシダ コウジ	摂津市薬剤師会会長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項2「医療関係団体、医療施設、学校、社会福祉施設、事業場等の代表者」として選任
市来 隼	イチキ ハヤト	大阪府議会議員	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項5「知事が適当と認める者」として選任
上野 豊	ウエノ ユタカ	茨木市医師会会長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項2「医療関係団体、医療施設、学校、社会福祉施設、事業場等の代表者」として選任
占部 走馬	ウラベ ソウマ	大阪府議会議員	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項5「知事が適当と認める者」として選任
大野 ちかこ	オオノ チカコ	大阪府議会議員	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項5「知事が適当と認める者」として選任
織田 博行	オダ ヒロユキ	大阪府茨木警察署長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項4「関係行政機関の職員」として選任
加藤 信幸	カトウ ノブユキ	茨木市薬剤師会会長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項2「医療関係団体、医療施設、学校、社会福祉施設、事業場等の代表者」として選任
岸本 博人	キシモト ヒロト	高槻市歯科医師会会長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項2「医療関係団体、医療施設、学校、社会福祉施設、事業場等の代表者」として選任
左近 昭紀	サコン アキノリ	大阪府高槻警察署長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項4「関係行政機関の職員」として選任
芝 定彦	シバ サダヒコ	大阪府茨木公衆衛生協力会顧問	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項5「知事が適当と認める者(所管区域において保健所運営に関連する団体の代表)」として選任
嶋野 浩一郎	シマノ コウイチロウ	摂津市長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項3「市町村長」として選任
嶋本 正彦	シマモト マサヒコ	大阪府摂津警察署長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項4「関係行政機関の職員」として選任
角南 利彦	スナミ トシヒコ	摂津市歯科医師会会長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項2「医療関係団体、医療施設、学校、社会福祉施設、事業場等の代表者」として選任
田中 裕子	タナカ ユウコ	大阪府助産師会茨木班長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項5「知事が適当と認める者(所管区域において保健所運営に関連する団体の代表)」として選任
中野 剛	ナカノ ツヨシ	大阪府議会議員	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項5「知事が適当と認める者」として選任
野々上 愛	ノノウエ アイ	大阪府議会議員	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項5「知事が適当と認める者」として選任
福岡 洋一	フクオカ ヨウイチ	茨木市長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項3「市町村長」として選任
三宅 良宏	ミヤケ ヨシヒロ	高槻市薬剤師会会長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項2「医療関係団体、医療施設、学校、社会福祉施設、事業場等の代表者」として選任
森岡 恵美子	モリオカ エミコ	茨木市教育委員会教育長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項4「関係行政機関の職員」として選任
森西 正	モリニシ タダシ	大阪府議会議員	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項5「知事が適当と認める者」として選任
保田 浩	ヤスダ ヒロシ	高槻市医師会会長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項2「医療関係団体、医療施設、学校、社会福祉施設、事業場等の代表者」として選任
山内 榮樹	ヤマウチ エイジュ	摂津市医師会会長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項2「医療関係団体、医療施設、学校、社会福祉施設、事業場等の代表者」として選任
山田 紘平	ヤマダ コウヘイ	島本町長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項3「市町村長」として選任
柚木 求見	ユノキ モトミ	茨木市歯科医師会会長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項2「医療関係団体、医療施設、学校、社会福祉施設、事業場等の代表者」として選任
横山 寛	ヨコヤマ ヒロシ	島本町教育委員会教育長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項4「関係行政機関の職員」として選任
吉田 忠則	ヨシダ タダノリ	大阪府議会議員	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項5「知事が適当と認める者」として選任
若狭 孝太郎	ワカサ コウタロウ	摂津市教育委員会教育長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項4「関係行政機関の職員」として選任

(五十音順)